深刻な高齢者の消費者被害 見守りで防止しましょう!!

高齢者 A さんより「通帳に3千円しか残っておらず 生活費が無くなった」と相談があり、家に行くと化粧品が 山のようにあった。

書類等を調べると長期間に渡って契約していたようで、 約500万円も支払っていた。

化粧品会社担当者から 「こちらが質問することすべてに『ハイ』とだけいうように」 と言われ、契約を強要されていたという。



ひとこと助言

✿このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が日ごろから高齢者の様子に気を付ける ことがたいせつです。離れて暮らしている場合は、なるべく頻繁に連絡を取っておき、 帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子がないか確認するよう にしましょう。

少しでも気になことがあれば、

警察や消費生活総合センターへ早めの相談を!!

消費者ホットライン・・ ・ 否188(いやや)

京都市消費生活総合センター

(中京区役所内)・・ ☎366-1319

高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

2075(801)1384 FAX075(801)1385

